



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第 23 号

令和 3 年 9 月 22 日

～ II-20 家きん舎に立ち入る者の手指の消毒 ～

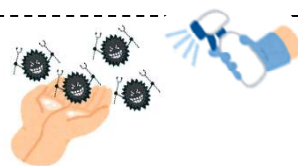
こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「家きん舎に立ち入る者の手指の消毒」です。

(基準本文)

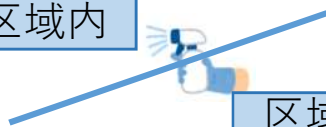
20 家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。



あれっ、手指の消毒って前にもなかったけ？



区域内



区域外

+ 更に…



しっかり覚えているようじゃな。
前回の手指の消毒は、**衛生管理区域**に出入りする際の消毒じゃ。



今回は「**鶏舎に入る際の消毒**」じゃよ。
各鶏舎の入り口にも**消毒スプレー**などを置いて、出入りの度に消毒するんじゃ。



そんなに何回もしないといけないの？

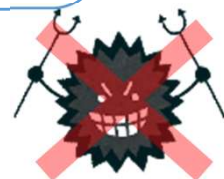
衛生管理区域外から鶏舎に入るまでに、**段階的に病原菌を減らして**いくんじゃ。

それに、区域内に入ってから**作業をしている間に手が汚染**される機会はたくさんあるじゃろ。

だから、**鶏舎に入る都度消毒**するんじゃよ。



繰り返し消毒するのが大事なんだね。
鶏舎に入る時に注意するのが一番肝心だもんね。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

